

**平成28年度版「地域資源活用」「農商工連携」「新連携」
認定事業商品紹介カタログ『四国逸品すとーりー』の配布を開始！
～四国発のこだわり新商品を全国の流通関係者、仕入担当者へアピール！～**

独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部（略称：「中小機構四国」、本部長：高山 千佳歳）は、地域資源活用事業、農商工等連携事業、新連携事業の国による事業計画認定を受け新商品・新サービス開発・販売に取り組んでいる四国内の認定事業者の取り組みや認定事業商品を紹介するカタログの平成28年度版を作成し、このほど配布を開始しました。今後、中小機構四国のWebサイトへも順次掲載していく予定です。

同カタログは、国による事業計画認定を受け、新商品・新サービス開発に取り組んでいる四国内の事業者の販路開拓支援の一環として中小機構四国が定期的に更新発行しているもので、『四国逸品すとーりー』と題し、スイーツ、調味料、加工品等の「食品編」と、雑貨、化粧品、ペットフード等の「非食品編」の2種類に分けて作成してきたシリーズとしては3回目となります。今回のカタログでは昨年度作成したカタログをベースに、27年度に新たに認定を受けた事業者の商品や新たに開発・発売された商品の情報を追加・更新しています。

掲載している新商品や新サービスの特徴がひと目で伝わるように、利用シーンを想起させる写真やアイコンを活用したポイントアピールなど誌面表現にも工夫を凝らし、「買い手」であるバイヤーや仕入担当者の関心を惹きつける内容となっています。また、掲載商品の中には、開発途上の商品も含まれており、他社に先駆けて新商材の発掘を望む「買い手」側のニーズに応えるものとなっています。

中小機構四国では今後、同カタログを全国の各種流通業者（百貨店やスーパーマーケット、専門店等の小売業者、卸売・商社、通販会社等）のバイヤー、ホテルや施設、飲食店等の仕入担当者等に配布していくことで、認定事業者の販路開拓を支援していきます。

【カタログ概要】（別紙もご覧ください）

- ・『2016認定事業商品紹介カタログ 四国逸品すとーりー（食品編）』
カタログ仕様：A4判、56ページ、オールカラー、700部
掲載事業者数：49社（うち、新規掲載企業12社）
- ・『2016認定事業商品紹介カタログ 四国逸品すとーりー（非食品編）』
カタログ仕様：A4判、24ページ、オールカラー、500部
掲載事業者数：17社（うち、新規掲載企業5社）

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 四国本部

経営支援部 連携推進課（担当：小林、井下）

◆住所：香川県高松市サンポート2-1

高松シンボルタワータワー棟7階




◆電話：087-823-3220（ダイヤルイン）

◆ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/shikoku>

《ワンポイント解説》

Q. 地域資源活用事業、農商工連携事業、新連携事業とは？

A. 中小企業者による新商品・新サービスの開発事業計画を3つの法律に基づき国が認定する制度です。認定後は、各種支援措置が活用できるほか、中小機構が事業計画策定から商品開発、販路開拓に至るまで一貫してサポートしています。

	地域資源活用事業	地域の強みとなりうる産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことです。 根拠法：中小企業地域資源活用促進法
	農商工連携事業	農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことです。 根拠法：農商工等連携促進法
	新連携事業	事業分野を異にする複数の中小企業が有機的に連携し、その経営資源を組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることです。 根拠法：中小企業新事業活動促進法